

役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人野村マネジメント・スクール（以下、「本法人」という）の定款 13 条第 1 項、第 2 項及び同第 31 条並びに同第 32 条第 5 項の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬の支給及び評議員及び役員並びに顧問（以下、「役員等」という）に対する職務遂行費用の支払いについて定めることを目的とする。

(報酬の定義)

- 第2条 この規定における常勤の役員に対する報酬とは、本法人が常勤の役員に対し、役員としての職務遂行の対価として支払うものをいう。
- 2 この規定における非常勤の役員及び評議員に対する報酬とは、本法人が非常勤の役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、支払うものをいう。

(報酬の種類)

第3条 常勤の役員に対する報酬は月例報酬のみとする。

(報酬の金額)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬の金額は、代表理事は月額 120 万円、代表理事でない専務理事は同 110 万円、専務理事でない業務執行理事は同 100 万円、業務執行理事でない理事は同 90 万円とする。
- 2 常勤の監事に対する報酬の金額は、月額 90 万円とする。
- 3 非常勤の役員の報酬総額は、年間 100 万円以内とする。
- 4 非常勤の各役員及び評議員に対する報酬の額は、理事会又は評議員会への出席の都度、一人一律 30,000 円（税込み）とする。

(報酬の支給と控除)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬は、本法人の職員給与の支給日に支給する。
- 2 前項の常勤の役員に対する報酬より、所得税及び社会保険料並びに控除することについて本人から申し出のあった積立金等は控除する。
- 3 非常勤の役員及び評議員への報酬は、理事会・又は評議員会の開催日の属する月の翌月末日に支払うものとする。ただし支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
- 4 前項の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合、現金をもって本人に支給することができる。

- 3 第3項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(職務遂行費用の定義)

第6条 この規定における職務遂行費用とは、役員等が、その職務を行うために要した費用（実額）をいう。

(職務遂行費用の請求)

第7条 役員等は、職務遂行費用を本法人に請求することができる。

- 2 職務遂行費用を請求できる場合には、所定の用紙に日付、内容、目的、金額等必要事項を記載し、原則として証憑を添付して事務局長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員が評議員会に出席し、又は役員が理事会又は評議員会に出席するために、事務局長が理事長の承認を得て評議員又は役員のために用意した交通手段及び宿泊施設に係る費用については、上記の請求の手続きを要しない。

(職務遂行費用の支払い)

第8条 事務局長は、役員等から職務遂行費用の請求があったときには、理事長の承認を得て、遅滞なく職務遂行費用を支払わなければならない。

(報告)

第9条 理事長は、毎年定時評議員会において、前事業年度における役員又は評議員に対する報酬の支給及び役員等に対する職務遂行費用の支払いの状況について報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成21年11月2日から施行する。

履歴

- (制定) 平成21年11月2日
(改正) 平成22年3月10日
(改正) 平成30年3月19日
(改正) 2020年6月10日